

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月5日
【会社名】	大井電気株式会社
【英訳名】	Oi Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 甲
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番16号
【電話番号】	045（433）1361（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 鈴木 康治
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番16号
【電話番号】	045（433）1361（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 鈴木 康治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は2026年7月29日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を提出いたしましたが、その記載事項のうち、「発行価格及び資本組入額」及び「発行価額の総額及び資本組入額の総額」について、2026年8月5日付の取締役会における決議により確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(2) 本割当株式の内容

- ② 発行価格及び資本組入額
- ③ 発行価額の総額及び資本組入額の総額

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しています。

(2) 本割当株式の内容

(訂正前)

(前略)

② 発行価格及び資本組入額

イ. 発行価格（募集株式の払込金額） 5,340円

ロ. 資本組入額 該当事項はありません。

(注) 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。本自己株式処分の発行価格は、当社が発行決議日と同日に2027年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）を公表したことから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、(i)発行決議日の直前取引日である2026年7月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である5,340円と(ii)本自己株式処分に係る処分価額決定の取締役会決議日（以下「条件決定日」といいます。）である2026年8月5日の直前取引日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

③ 発行価額の総額及び資本組入額の総額

イ. 発行価額の総額 104,599,920円

ロ. 資本組入額の総額 該当事項はありません。

(注) 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、上記②の発行価格 5,340円に上記①の発行数（19,588株）を乗じて算出した見込額であります。当該見込額については、条件決定日に上記②の（注）に記載の方法に従い決定された発行価格に上記①の発行数を乗じて再度算出いたします。本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。なお、本自己株式処分は、当社から対象従業員に付与され、対象従業員から本持株会に拠出される当社又は当社子会社に対する金銭債権を現物出資財産として行われるものですが、その現物出資財産である金銭債権の総額は発行価額の総額と同額であり、発行価額の総額の確定後に決定されます。

(後略)

(訂正後)

(前略)

② 発行価格及び資本組入額

イ. 発行価格（募集株式の払込金額）5,340円

ロ. 資本組入額 該当事項はありません。

（注） 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、発行決議日の直前取引日である2026年7月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である5,340円としております。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

③ 発行価額の総額及び資本組入額の総額

イ. 発行価額の総額 104,599,920円

ロ. 資本組入額の総額 該当事項はありません。

（注） 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、上記②の発行価格5,340円に上記①の発行数（19,588株）を乗じて算出した見込額であります。本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。なお、本自己株式処分は、当社から対象従業員に付与され、対象従業員から本持株会に抛出される当社に対する金銭債権を現物出資財産として行われるものですが、その現物出資財産である金銭債権の総額は発行価額の総額と同額であり、発行価額の総額の確定後に決定されます。

(後略)